

全ト協発第 419 号(企)
令和 7 年 11 月 27 日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 寺 岡 洋 一
(公 印 省 略)

**国土交通省「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」
及び「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」の実施について**

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されているところですが、改正法第 49 条では、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に向けた荷主・物流事業者等の取組状況に関する調査を行い、その結果を公表するものと規定されております。

今般、国土交通省から、同規定に基づき「荷主・物流事業者の取組状況に関するフォローアップ調査」及び「働き方改革に伴うトラック業界の実態調査」を実施する旨、通知がありました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、標記調査の実施につきまして、貴協会会員事業者に対し周知・ご協力依頼をお願いいたしたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 調査の種類

(1) 「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査

- ・ 主要な荷主等の荷待ち・荷役等時間の短縮、積載効率の向上等に関する取組状況等を把握するためのアンケート調査を行うもの。

(2) 働き方改革に伴うトラック業界の実態調査

- ・ 通常期における代表的な 1 日の運行について、発荷主・着荷主側それぞれで、運転時間、荷待ち・荷役時間等の項目を調査するもの。

2. 調査対象事業者

全てのトラック事業者

3. 調査の方法

インターネットを用いた Web 調査及び調査票配布による調査

※11/25 以降、順次案内ハガキが全事業者に送付されています。

4. 実施時期

令和 7 年 11 月 25 日から 1 か月間

5. 本アンケート調査に関する問い合わせ先

「荷主・物流事業者の取組状況」に関するフォローアップ調査 事務局

TEL: 03-4316-6102

(受付時間: 月～金 10:00～17:00 祝日・年末年始(12/27～1/4)を除く)

国交省 URL (https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/post_11.html)

以 上

◇本件お問い合わせ先

全日本トラック協会 企画部 電話: 03-3354-1037